

太田市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

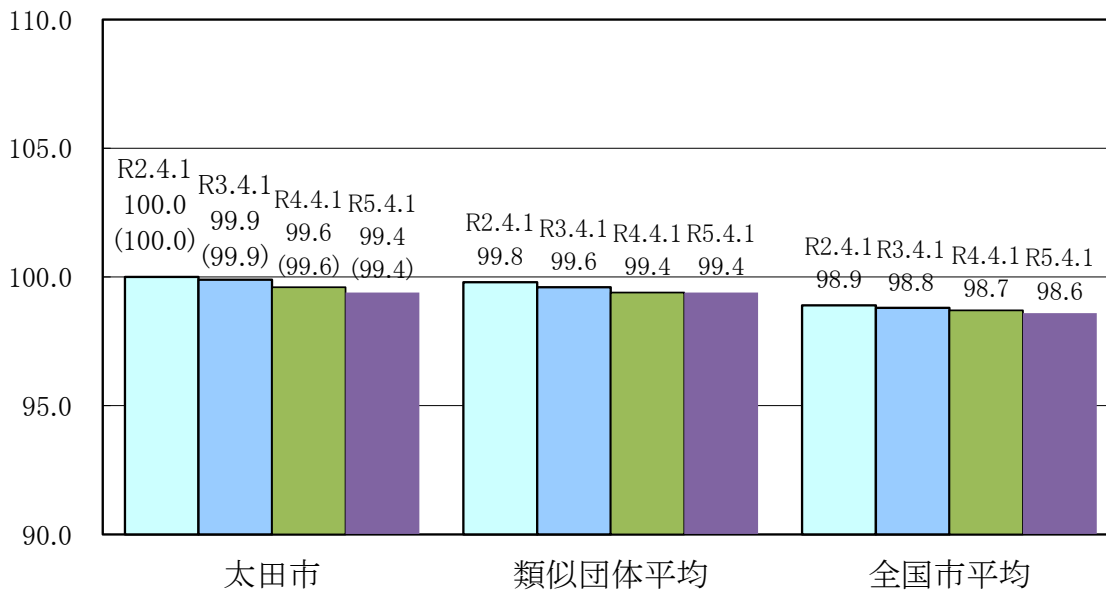
区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 222,403	千円 88,492,103	千円 3,290,418	千円 13,333,912	% 15.1	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)特例市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 1,364	千円 5,213,893	千円 1,125,964	千円 2,056,038	千円 8,395,895	千円 6,155	千円 6,345

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。
 また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
4年度	円	円	円	%	%	%
—	—	—	(— %)	—	—	1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
4年度	月	月	月	月	月	月
—	—	—	—	—	—	4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施予定時期)平成28年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準3%に対し、太田市においても3%を支給。
 (実施時期)総合的見直しによる国基準の変更がなかったため、従前から引き続きの実施。平成28年4月1日時点は3%、給与改定後についても3%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による 支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
太田市の支給 割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太田市	43.1 歳	329,754 円	391,546 円	373,989 円
群馬県	42.8 歳	327,200 円	398,838 円	358,600 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.9 歳	317,396 円	423,473 円	367,352 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
太田市	55.7 歳	16 人	369,644 円	400,580 円	389,331 円	—	—	—	—
うち清掃職員	54.5 歳	2 人	362,900 円	401,650 円	382,250 円	廃棄物処理業	47.3 歳	310,800 円	1.29
うち学校給食員	52.0 歳	1 人	380,700 円	400,600 円	392,100 円	飲食物調理従事者	44.1 歳	259,100 円	1.55
うち用務員	58.3 歳	3 人	366,367 円	388,000 円	382,500 円	養護・清掃・包装等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.61
群馬県	55.6 歳	61 人	346,500 円	374,726 円	364,552 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	112 人	322,396 円	383,229 円	359,933 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
太田市	—	—	—
うち清掃職員	6,514,700 円	4,321,100 円	1.51
うち学校給食員	5,902,300 円	3,422,800 円	1.72
うち用務員	6,361,800 円	3,253,900 円	1.96

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2～4年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

③-1 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太田市	40.6 歳	378,934 円	428,941 円
群馬県	47.5 歳	379,097 円	428,338 円
類似団体	42.9 歳	375,675 円	445,796 円

③-2 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太田市	45.3 歳	364,600 円	413,683 円
群馬県	43.2 歳	361,107 円	402,134 円
類似団体	40.3 歳	313,396 円	379,264 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太田市	42.0 歳	332,245 円	421,588 円	375,957 円
類似団体	39.4 歳	315,967 円	417,543 円	371,867 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(5年4月1日現在)

区 分		太 田 市	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	190,200 円	190,200 円	185,200 円
	高 校 卒	157,900 円	157,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	153,500 円	- -
	中 学 卒	- 円	- 円	- -
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	大 学 卒	- 円	212,400 円	- -
	高 校 卒	- 円	- 円	- -
小・中学校(幼稚園)教育職	大 学 卒	- 円	212,400 円	- -
	高 校 卒	- 円	- 円	- -
消 防 職	大 学 卒	219,200 円	- 円	- -
	高 校 卒	181,100 円	- 円	- -

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	276,378 円	353,747 円	373,942 円	391,841 円
	高 校 卒	235,375 円	330,800 円	367,867 円	377,657 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	368,300 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	342,576 円	408,460 円	428,532 円	459,600 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消 防 職	大 学 卒	275,017 円	351,825 円	379,588 円	400,175 円
	高 校 卒	264,460 円	317,850 円	356,260 円	380,643 円

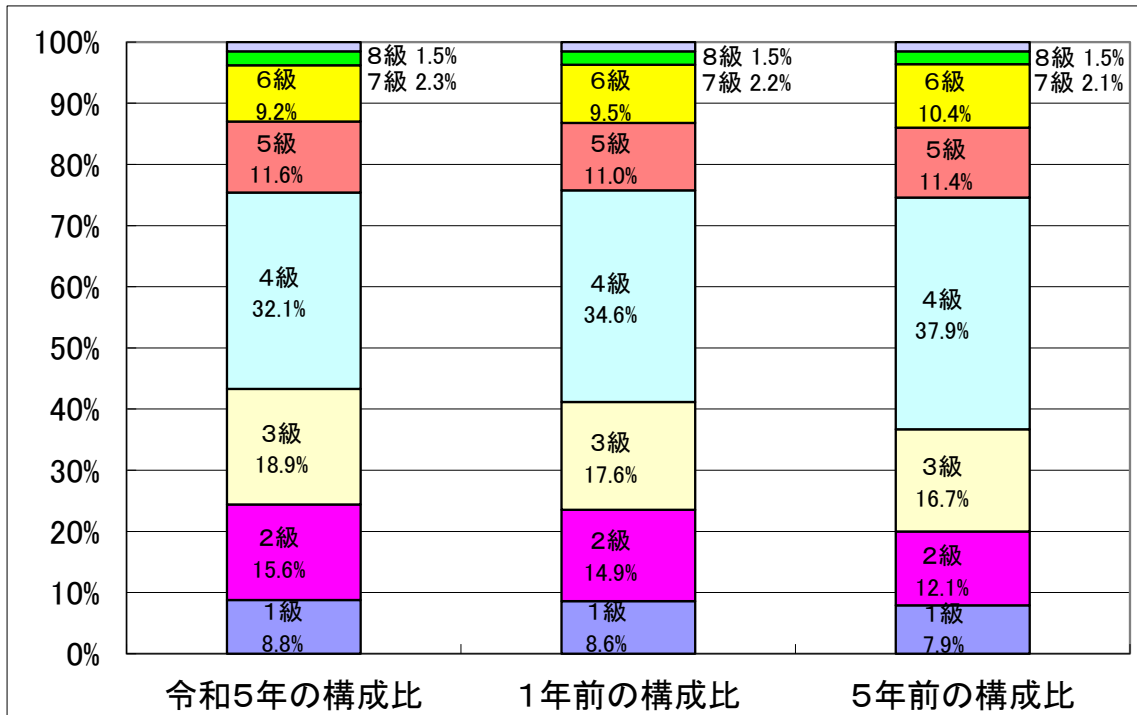
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

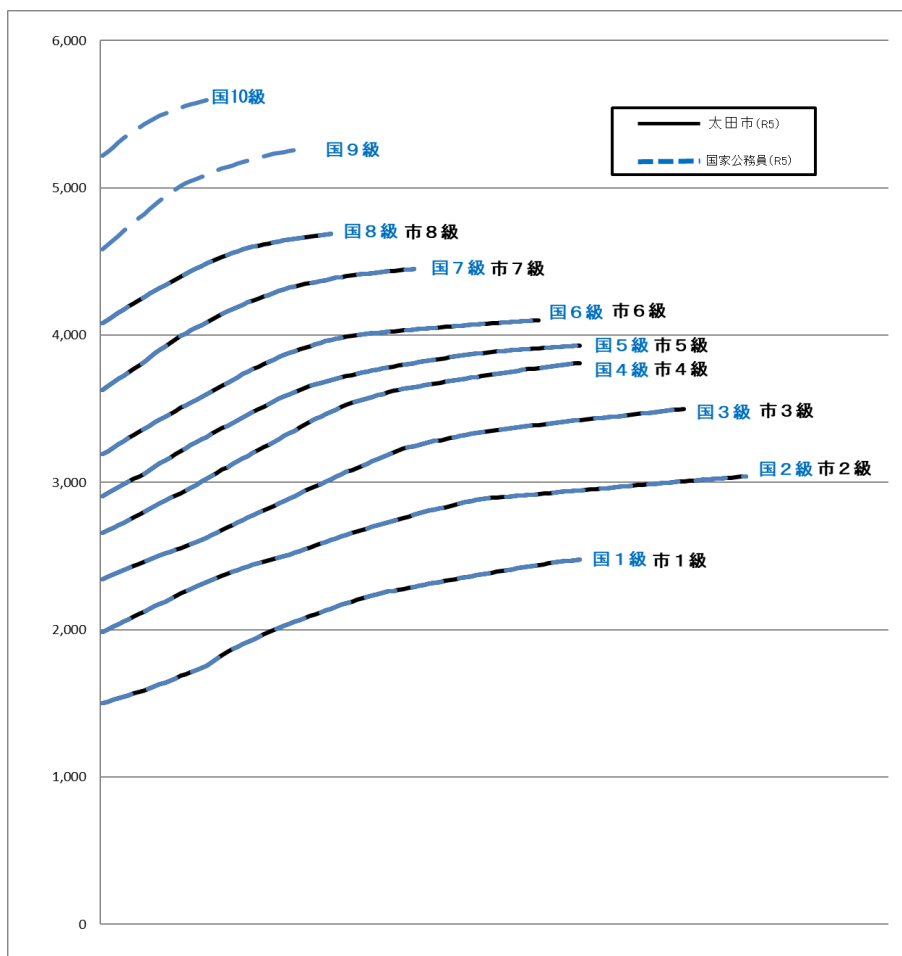
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事 主事補	75 人	8.8 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主事	134 人	15.6 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主任	162 人	18.9 %	234,400 円	350,000 円
4 級	係長 係長代理	275 人	32.1 %	266,000 円	381,000 円
5 級	課長補佐	99 人	11.6 %	290,700 円	393,000 円
6 級	参事 課長	79 人	9.2 %	319,200 円	410,200 円
7 級	副部長	20 人	2.3 %	362,900 円	444,900 円
8 級	部長	13 人	1.5 %	408,100 円	468,600 円

(注) 1 太田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（太田市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太田市	群馬県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,552 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,617 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 無し	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%

(注) 太田市は令和3年度人事院勧告の減少分を国と同じく令和4年6月賞与で反映。群馬県は令和3年12月賞与で反映。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)(太田市)

令和5年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率	○	○
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(5年4月1日現在)

太田市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%) 1人当たり平均支給額 8,017千円 21,899千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		180,433 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		125,650 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
太田市	3 %	1,436 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績(4年度決算)		39,632 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		117,602 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		23.5 %		
手当の種類(手当数)		14		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫又は処理業務に従事した職員		0千円	日額 500円
	新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事した職員		9,594千円	日額 3,000円
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した職員		10,716千円	日額 4,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人の保護又は救護作業に従事した職員		0千円	1件 1,500円
	行旅死亡人の収容作業に従事した職員		0千円	1体 5,000円
清掃作業手当	清掃作業(ごみ及びし尿等の収集運搬(ごみ運搬車等を使用した場合に限る。)、焼却若しくは処理等の作業又は河川及び水路の清掃作業をいう。以下同じ。)に従事した職員		344千円	日額 500円
	7月1日から9月30日までの期間に清掃作業に従事した職員		188千円	日額 750円
	12月29日から翌年1月3日までの期間(この期間と連続する週休日を含む。)にごみ及びし尿等の収集運搬、焼却又は処理等の作業に従事した職員		2千円	日額 1,000円
	動物等の死体処理作業に従事した職員		182千円	1件 300円
イノシシ作業手当	イノシシ駆除に係る作業に従事した職員		46千円	1件 300円
危険害虫駆除手当	スズメバチの駆除作業に従事した職員		30千円	1件 1,000円
有毒物取扱作業手当	健康を害するおそれがあると認められる程度の毒薬又は劇薬(市長が指定するものに限る。)を使用して、病害虫駆除作業又は消毒作業に従事した職員		0千円	日額 300円
給食作業手当	給食調理員が給食調理の作業に従事したとき、及び給食調理の実地指導に従事する栄養士が実際に給食調理作業に従事したとき。		34千円	日額 90円
道路上作業手当	道路上作業(道路上において、舗装作業等道路の維持及び修繕に関する作業をいう。以下同じ。)に従事した職員		304千円	日額 400円
	7月1日から9月30日までの期間に道路上作業に従事した職員		146千円	日額 600円
	現業を行う職員が、道路上作業に従事したとき(別に定める職員の区分に応じ支給する。)	班長	60千円	月額 2,500円
		副班長	0千円	月額 2,000円
主任	24千円	月額 1,000円		
下水道施設作業手当	下水道施設のしゅんせつ、清掃、保安点検等に従事した職員または水洗便所改造工事に伴い、著しく不快な調査、実施指導に従事した職員		23千円	日額 400円
災害作業手当	災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、動員命令により現場作業に従事した職員		0千円	日額 500円
公害調査等業務手当	公害に関する調査、測定等又は環境汚染有害物質等の試験検査の業務に従事した職員		0千円	日額 300円
緊急出動手当	職員が、休日、正規の勤務時間以外の時間又は職務に専念する義務を免除されている場合において、市民の生命や生活に支障を来すおそれがある災害又は事件若しくは事故(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあるため、緊急に勤務を命じられて現場に出動し(事前に災害等が予測されるため勤務命令を受けていた者を除く。)、又は職場に出動し業務に従事したとき。		31千円	1回 500円
救急救命士業務手当	救急救命士のみが行える救急処置(訓練等を除く)を実施したとき		426千円	1回 700円
深夜特殊業務手当	交替制勤務を正規の勤務としているもので、午後10時から翌日5時までの間に深夜業務に従事した職員		10,432千円	2時間以上 550円
			1,837千円	2時間未満 400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	211,744 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	214 千円
支給実績（3年度決算）	218,493 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	221 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員へ支給 1 配偶者 6,500円 2 1以外の扶養親族 (1) 子 10,000円 (2) 父母等 6,500円 3 特定年齢にある子 1人5,000円加算	同		186,165 千円	263,317 円
住居手当	自ら居住するための住居を 借り受け家賃を支払っている 職員に支給する 家賃の額に応じて支給 上限28,000円 家賃が16,000円を超える場 合に限る	同		75,285 千円	298,750 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給 （月額55,000円限度） 2 交通用具利用者 2km未満 支給なし 2km～4km 3,000円 4km～6km 4,300円 6km～8km 4,500円 8km～10km 5,000円 10km以上は国と同じ	一部異なる	交通用具 利用者の 10km未満 の区分及 び手当額 が異なる	85,120 千円	65,477 円
管理職手当	管理又は監督の地位に ある一定範囲の職員に 対して、その特殊性に基 ついて支給する ・部長相当職 94,000円 ・副部長相当職77,400円 ・参事相当職 72,700円 ・課長相当職 62,300円 ・課長補佐相当職 56,500円 ・係長相当職 46,300円	一部異なる	国は、 46,300円～ 139,300円	274,710 千円	706,195 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及 び年末年始の休日等 において正規の勤務時間 中に勤務することを命ぜ られた職員には、その間 に勤務した時間に対し て、勤務1時間につき、 勤務1時間当たりの給与 額の100分の135を休 日勤務手当として支給 する	同		89,358 千円	90,443 円

5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	1,010,000 円	()	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	855,000 円	()	1,120,000 円 / 821,400 円	911,000 円 / 656,300 円	
報 酬	議 長	560,000 円	()	758,000 円 / 529,400 円		
	副 議 長	515,000 円	()	708,000 円 / 466,000 円		
	議 員	485,000 円	()	664,000 円 / 439,000 円		
期 末 手 当	市 長	(4年度支給割合)				
	副 市 長	4.4		月分		
	議 長	(4年度支給割合)				
	副 議 長	4.4		月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×48月×支給率60/100		29,088,000円	任期毎	
	備 考	給料月額×48月×支給率35/100		14,364,000円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

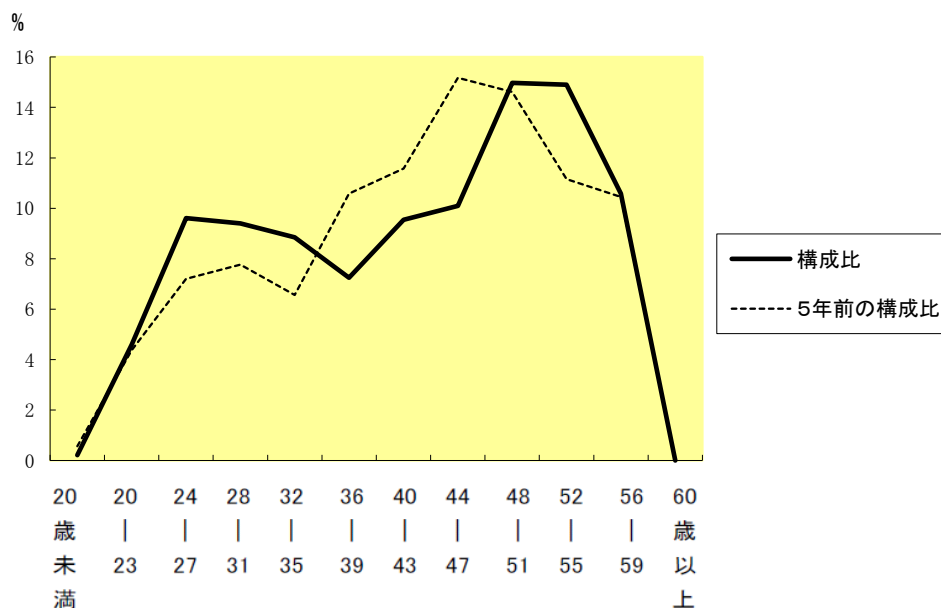
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	議会	12	12	0	
	総務	209	212	3	事務の統廃合による増
	税務	87	87	0	
	民生	140	140	0	
	衛生	95	90	△5	事務の統廃合による減
	労働	4	3	△1	事務の統廃合による減
	農林水産	45	45	0	
	商工	24	26	2	事務の統廃合による増
	土木	132	134	2	事務の統廃合による増
	計	748	749	1	<参考> 人口1万当たり職員数 33.68 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 46.75 人)
	教育部門	271	276	5	事務の統廃合による増
	消防部門	345	344	△1	事務の統廃合による減
	小 計	1,364	1,369	5	<参考> 人口1万当たり職員数 61.55 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 64.88 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	0	0	0	
	水道	0	0	0	
	下水道	21	20	△1	事務の統廃合による減
	その他	46	47	1	事務の統廃合による増
	小 計	67	67	0	
合 計		1,431	1,436	5	<参考> 人口1万当たり職員数 64.57 人
		[1,496]	[1,496]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	66人	138人	135人	127人	104人	137人	145人	215人	214人	152人	0人	1,436人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	721	709	718	734	748	749	+28(+3.88%)
教育	290	299	293	285	271	276	△14(△4.83%)
消防	337	339	342	346	345	344	+7(+2.08%)
普通会計計	1,348	1,347	1,353	1,365	1,364	1,369	+21(+1.56%)
公営企業等会計計	69	65	67	70	67	67	△2(△2.90%)
総合計	1,417	1,412	1,420	1,435	1,431	1,436	+19(+1.34%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。